

2021年11月5日
環境社会配慮助言委員会委員長 原嶋 洋平
担当ワーキンググループ主査 松本 悟

インド国ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業
(有償資金協力)
環境レビューに対する助言

助言案検討の経緯

ワーキンググループ会合

- ・日時：2021年10月8日(金) 14:00~18:37
- ・場所：オンライン会議 (Teams)
- ・ワーキンググループ委員：作本委員、谷本委員、錦澤委員、松本委員
- ・議題：インド国ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業(有償資金協力)に係る環境レビューについての助言案作成
- ・配付資料：
 - 1) 改訂版 RAP：インド「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」
 - 2) RAP 別冊_Appendix 集(初版から改訂無し)
 - 3) 環境レビュー方針：インド「ムンバイ・アーメダバード間高速鉄道建設事業」
 - 4) 回答表
- ・適用ガイドライン：国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月)

全体会合(第130回委員会)

- ・日時：2021年11月5日(金) 14:00~17:50
- ・場所：オンライン会議 (Teams)

上記の会合にて助言を確定した。

助言

全体事項

1. 本事業により便益ありと認める PAHs/PAPs は全体の 25%に過ぎないので、地域住民等が高速鉄道の正負両面の影響ないし効果をさらに理解できるための情報提供を強化するよう、JICA から実施機関に申し入れること。

環境配慮

2. 建設中ならびに供用開始後の騒音について、線形変更後の周辺住居等の立地状況を確認し、必要に応じてモニタリングプランに反映するとともに、モニタリング結果が基準値を超える場合は適切な緩和措置が取られるよう実施機関に申し入れること。

社会配慮

3. 線形変更に伴って移転が不要となった約 150 世帯に対して、補償対象外となったこと、及び線形変更した理由について、十分に周知・説明されたことを実施機関に確認し、必要に応じて適切に対応するよう実施機関に申し入れること。
4. 線形変更後に新たに移転することになった住民に対しても、金銭補償に関する事項だけでなく、具体的な生計回復支援策について、研修プログラム等の情報も含めて丁寧に継続して説明するよう、実施機関に申し入れること。
5. 実施段階の詳細調査（Joint Measurement Survey）で被影響住民ではなくなった人たちの実態は把握できないという旨を環境レビュー方針資料の「確認済み事項」に記載すること。
6. 詳細調査終了後も引き続き、店主・従業員・季節労働者を含め被影響住民の把握が継続されることを JICA が確認すること。
7. コロナ禍の状況を踏まえ、それ以前の補償・生計回復の方針やルールを必要に応じて再検討するよう JICA から実施機関に申し入れること（具体例：生計回復支援期間を延長することなど）。

ステークホルダー協議・情報公開

8. 新たに発生した移転住民を含めた、2018 年 9 月の審査以降に行われたステークホルダー協議の内容を、JICA は助言委員会に報告すること。
9. JICA ガイドラインでは、住民移転計画の作成過程で、事前に十分な情報が公開された上で、被影響住民やコミュニティとの協議が行われていなければならないと規定している。改訂 RAP の作成プロセスが本規定に則って実施されたことを JICA は確認すること。

その他

10. モニタリングについて、2020年6月に公表されているモニタリングレポート(Quarterly Progress Report April-June 2020)の内容を見ると、RAPで示されているモニタリング項目と十分整合していない。今後、モニタリングを実施する際は、RAPのモニタリング項目を確認した上で実施し、レポートを作成する際は、モニタリングプランとレポートとの内容ができるだけ整合するよう実施機関に申し入れると共に、JICAとしても配慮すること。

11. PAHs/PAPsの数が大きく変更されたこと、改訂RAPに関するステークホルダー協議の中身が明らかになっていないこと、コロナ前に立案された補償・生計回復手段の基準を適用することの妥当性を吟味する必要があることから、JICAは環境レビューの再実施に十分時間をかけること。

以上